

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、機械プレカット部材に関する生産技術の開発・改良、生産の合理化、品質の向上対策を図るとともに、これらの普及定着のための支援を行い、機械プレカット加工業の健全な発展を図り、品質の確かな木造建築物の供給促進及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機械プレカット部材の生産技術の開発・改良及び調査研究
- (2) 機械プレカット部材の品質に関する指針・規格等の作成及び普及
- (3) 機械プレカット部材の生産、利用等に関する情報の収集・提供
- (4) 機械プレカット部材の生産に係わる技術者の研修、講習
- (5) 機械プレカット加工業に対する業務支援及び技術支援
- (6) 木造建築物及び機械プレカット部材の供給促進のための普及・啓発及び広報活動
- (7) 関係行政機関、試験研究機関及び関係団体との連絡・調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

第2章 社員及び会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。このうち、正会員とは、A会員及びB会員とし、それぞれ各号に掲げる業務を営む法人、団体又は個人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) A会員は、機械プレカット部材の生産、販売を行っている者とする。
- (2) B会員は、A会員以外の者で、本会の趣旨に賛同し、A会員と同様に、本会の事業活動に参画し、協力する者とする。

2 その他本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出して理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の正会員にあっては、法人又は団体の代表者として、本会に対してその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は本会の事業に参加するとともに、社員総会に出席し、本会の事業に対し意見を述べることができる。

(2) 賛助会員

賛助会員は、社員総会の構成員とはなれない。ただし、社員総会にオブザーバーとして参加することができる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、入会に際し、社員総会において定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年、社員総会において定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は90日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本会から退会することができる。

(除名)

第10条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいてその会員を除名することができる。

(1) 定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場

合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき。
- (3) 破産したとき。
- (4) 会費を、督促後一年以上納入しなかったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 1 2 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(届出)

第 1 3 条 会員は、その氏名又は名称、住所、会員代表者に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届けなければならない。

第 3 章 社員総会

(社員総会の種類及び構成)

第 1 4 条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

- 2 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 3 正会員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の開催)

第 1 5 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の議決をしたとき。
 - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(社員総会の議決事項)

第 1 6 条 社員総会は、法及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) その他本会の運営に関する重要な事項

(社員総会の招集)

第 1 7 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第 1 5 条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以

内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めにより、他の理事がこれに代わる。

(社員総会の定足数及び議決)

第19条 社員総会は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

- 2 社員総会の議決は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会の書面表決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し、又は代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した正会員の中から、その会議において議長が指名した議事録署名人2名以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、会長1名、副会長3名以内、専務理事必要に応じて1名、常務理事2名以内を置く。
- 3 会長は、法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、必要があるときは、正会

員以外の者を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 会長以外の理事のうち、副会長、専務理事を法上の業務執行理事とする。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の職務)

第 2 4 条 理事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会長を代表理事とし、会長は、本会を代表し、その会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 専務理事、常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を整理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、法及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- (5) 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行を監査すること。
- (3) 財産、会計又は業務の執行について不正な事実を発見したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 2 5 条 役員の任期は、選任後 2 年以内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 役員は再選することができる。
- 3 補欠のための選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第 2 2 条に定める定数に足りなくなるときは任期満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお、役員としての権利、義務を有する。

(役員の解任)

第 2 6 条 役員は社員総会の議決によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 2 7 条 本会の役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を支弁することができる。
- 3 第 1 項のただし書に規定する報酬の支給については社員総会の決議により定めるもの

とする。

(顧問・相談役・参与)

第28条 会長は、重要事項に関し助言を求めため、顧問、相談役、参与を置くことができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 第24条第2項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第34条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の議決は、出席した議決に加わることができる理事の過半数をもって決する。

(議決の省略)

第35条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、署名し又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金)

第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、法の定めるところにより、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を定時社員総会において別に定めるものとする。

第7章 支部

(支部)

第38条 本会の下部組織として、地方ごとに支部を置くことができる。

2 支部の地域区分組織及び運営について必要な事項は規定で定める。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 本会の目的及び事業を遂行するために必要があるときは、重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 本会の財産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 第8条に定める入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第41条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によって決める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、第40条の財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始前に会長が作成し、理事会の議決を経て、定時社員総会に報告するものとする。

- 2 前項の事項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 本会は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(特別会計)

第45条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(剰余金分配の禁止)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により本会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 本会に、会務を処理するため、事務局を設け、職員若干名を置く。

2 事務局の組織運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第52条 本会は主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(公告)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の事業実施に関して必要な事項は、理事会

の議決を得て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 本会の最初の事業年度は第47条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成23年3月31日までとする。

- 2 本会の設立時の役員は、次のとおりとする。
(略)

- 3 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。
(略)

以上、一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法その他の法令によるものとする。

平成22年6月24日

設立時社員 記名 押印 (略)